

2019年度 祇園祭後祭エコ屋台村企画運営業務 仕様書

1 委託（予定）業務名

2019年度 祇園祭後祭エコ屋台村企画運営業務

2 背景・目的

（1）イベントのエコ化の推進

本市は、祭りや観光行事、学園祭など多数のイベント等が開催されるまちである。

そのため、イベント等の開催に伴う環境負担の低減と、環境保全意識の向上を図るため、全区の「区民ふれあいまつり」において、リユース食器を使用しているほか、民間主催の各種イベント等にもリユース食器の導入を推進するための助成制度を創設するなど、イベント等のエコ化を推進している。



（2）「京都市エコイベント実施要綱」の策定

平成22年10月、本市は、「京都市循環型社会推進基本計画（2009－2020）」の5つの重点戦略の一つとして掲げる「イベント等のエコ化の推進」を実現するため、そのガイドラインとなる「京都市エコイベント実施要綱」（以下「要綱」という。）を策定した。

この要綱は、地域の夏祭りや地蔵盆から祇園祭まで、広く民間主催のイベントも対象とし、イベント開催に伴う環境負荷の低減と、イベントに関わる全ての人に対する環境保全意識の啓発を図ることにより、市内で開催されるあらゆるイベントにおいて「エコ化」に取り組む風土を醸成することを目指している。



（3）リユース食器の普及促進

様々なイベントで排出される廃棄物で大きな割合を占めるのは、屋台や飲食ブースから出る紙コップや紙皿などであり、これら使い捨て容器の使用を抑制することがイベントのエコ化を進める上で必要である。

使い捨て容器の削減には、繰り返し洗って使うことのできるリユース食器の導入が効果的であるが、リユース食器に関心はあるものの、その導入ノウハウを知らないことや出店者の認知不足などにより、その導入に至っていないケースが散見される。そこで、イベント主催者や来場者に、リユース食器導入の効果や魅力を広く知ってもらうため、この事業を開催する。

イベント等のエコ化の推進の概要については、以下のホームページを参照すること。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000082881.html>

3 委託（予定）業務の内容

(1) 祇園祭後祭エコ屋台村のための全体企画立案

祇園祭は、我が国での有数の歴史・規模を持つ祭りであるが、大勢の来場者と多くの露店の出店により、祭りの後には大量の使い捨て容器が廃棄されているという課題がある。

この課題の解消にはリユース食器の導入が効果的であり、地域・行政・警察・露店等との事前調整を含め、食品ロス削減など環境問題に取り組む団体や飲食店等の参加を促進し、リユース食器を活用した祇園祭後祭「エコ屋台村」を開催すること。

(2) 祇園祭後祭エコ屋台村の開催期間

2019年7月22日（月）～2019年7月23日（火）の2日間
（各日午後5時から午後10時までの予定）

(3) 会場及び開催内容

- 京都芸術センターグラウンドをメイン会場とし、リユース食器を用いた飲食の屋台10店舗程度の出店、行政・環境関連の情報発信ブースなどの出展について、出店者等との調整を行うこと。また、会場設営及び運営を行うこと（別紙1参照）。
- リユース食器を用いた屋台のほか、環境にやさしい取組内容について積極的に提案すること。
- 会場では、エコまちステーションによる「エコまち出張所（ミニエコまち）」を展開し、ゲームコーナー（スマートボール等）、啓発コーナー（パネル展示・分別クイズ）、舞台でのイベント等を実施するため、その実施にあたりごみ減量推進課と調整すること。また、ゲームコーナー等で使用する景品を約4,000個程度用意すること。
（参考）平成30年度の景品の例
どうぶつ消しゴム3D 1,200個、ポケットティッシュ 2,000個
- 「ミニエコまち」で使用する部品を準備すること。
※（参考）平成30年度の例
紙トンボ作成部品（300個）、缶バッジ（500個）
- 会場に設置する舞台を利用し、増客のためのイベント等を提案すること。
- 食品ロス削減など環境問題に取り組む団体や飲食店、大学生、鉾町内に学区を持つ小学校等とコラボした催しを企画すること。
- 食品ロス削減をテーマとした「もったいない屋台」を出店すること。
- リユース食器の普及啓発パネルを設置すること。
- 床几を置いて、休憩所の機能を持たせること。
- 本部テント（ごみ減量推進課職員等の詰所）を設けること。
- リユース食器の回収拠点、ごみの分別回収拠点を設置すること。
- チラシ配りやガードマンの配置等、会場への誘導體制を整備すること。
- オープニングセレモニーの開催にあたり、ごみ減量推進課と調整すること。開催内容の提案のほか、シナリオを作成し、司会者（MC）との調整、音響の準備等を行うこと。

(4) 広報活動

- 祇園祭後祭エコ屋台村をPRするマップ付きチラシを作成すること。記載内容は、本市の環境配慮の取組や、リユース食器を用いている屋台の紹介、トイレ・ごみ箱の位置、山鉾配置図、屏風祭開催場所の案内など、幅広い内容が一覧できるチラシとする。

<マップ付きチラシの仕様>

サイズ及び作成部数：A3カラー両面印刷の2つ折り 10,000部

配布場所：地下鉄、公共施設、教育機関（幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校）、大学、エコまちステーション ほか

納品方法：ごみ減量推進課が指定する送付先に、仕分け、梱包の上、依頼文を同封し郵送すること（文書交換が可能なものは、ごみ減量推進課もしくは文書集配

センターへ納品。)

※(参考)平成30年度は約400箇所へ送付。うち、市内幼稚園・小中学校約260箇所及び市内大学約30箇所は郵送。

その他:「祇園祭へお越しの際は、環境にやさしい地下鉄・市バスなど公共交通機関をご利用ください。」の文言を入れて作成すること。

○ 祇園祭後祭エコ屋台村をPRするポスターを作成すること。

＜ポスターの仕様＞

サイズ及び作成部数: B3カラー片面印刷 700部
配布場所: 上記マップ付きチラシと同様
納品方法: 上記マップ付きチラシと同様
その他: 上記マップ付きチラシと同様

○ メディア媒体を用いた広報活動を実施し、市民の関心を喚起するとともに、他地域(特に関西圏)からの入浴者の増加に繋げること。以下の例示を参考にして、貴社で効果的な広報手法を考えて提案すること。

＜メディア媒体を用いた広報活動の例＞

- ・テレビ, ラジオ, 新聞を活用した広報(関西圏全体に発信できるメディアを用いることが望ましい)
- ・デジタルサイネージでの広報(多くの市民または後祭宵山来場者が目にする場所。地下鉄烏丸駅等)
- ・交通機関を活用した広報(具体的には, JRや私鉄の車内中吊り, 駅掲示ポスター, トレインチャンネル等の車内媒体の活用等)
- ・旅行会社とタイアップした情報発信(旅行情報誌への掲載やパック旅行企画とのタイアップ等)
- ・行政等の観光情報媒体の活用(公社)京都市観光協会の情報誌等)

○ エコ屋台村をPRするグッズ(ポケットティッシュ2,000個等)を作成すること。

＜参考:平成30年度の祇園祭後祭エコ屋台村について＞

後祭において、京都芸術センターグラウンドをメイン会場に、「食べ残しゼロ推進店舗」から、食品ロス削減をテーマとする「もったいない屋台」11店を出店し、飲食店のまかないメニュー等を提供した。

またステージでは、文化をテーマに、鷹山の祇園囃子、IKENOBYSの生け花パフォーマンス、ヤッサ一座の紙芝居、トルマリの大道芸、ゆるキャラの登場などの企画を実施した。

○日 時 平成30年7月22日(日), 23日(月)
○場 所 京都芸術センターグラウンド(メイン会場)
風呂敷専門店・唐草屋前(休憩所)
○主 催 京都市
○取組内容 リユース食器を用いた飲食の提供



(参考)

	28年度	29年度	30年度
リユース食器使用数	14,910食	13,950食	9,980食
概要	後祭：3日間 1会場11店舗	後祭：3日間 1会場12店舗	後祭：2日間 1会場11店舗

(5) 実施報告書の作成とごみ減量推進課への報告

当事業の実施報告書を取りまとめ、ごみ減量推進課へ提出する。報告書については、イベント当日の写真なども含めて、事業の運営状況を把握できる資料とすること。

(6) その他

上記各号に掲げるもののほか、その他、当事業の運営に必要な関連業務を含めて、責任を持って実施するものとする。

<参考：実施スケジュール（予定）>

内 容	期日等（目安）
業務委託契約締結	2019年4月中旬
企画内容の打合せ、年間計画の策定、祇園祭準備	2019年4月下旬～
祇園祭後祭「エコ屋台村」の実施	2019年7月22日・23日
実施報告書の提出	2019年8月30日

4 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、別紙2を参考に今後の業務スケジュール表を作成し、ごみ減量推進課に届け出て承認を得るものとする。

(2) 業務終了時検査

この委託業務の委託料は、業務終了後、本市の検査を受け精算するものとする。

なお、受託者は、必要な証拠書類を京都市に示し、検査を受検するものとする。本市は、必要により証拠書類等の写しを受託者から求めることができるものとする。

(3) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは本市の指示するところによるものとする。

5 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て本市に引き渡すものとする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。

(以 上)